第七条の表第二十三条の項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「準用する第十九条第三項及び第五項並びに第二十条第二項及び第三項」を「準用する第十九条第三項及び第二十六条第一項において準用する第十九条第五項並びに第二十六条第一項において読み替えて準用する第二十条第二項及び第二十六条第一項において準用する第二十条第三項」に、「読み替えて準用する第二十条第四項」を「準用する第二十条第四項」に改め、同表第二十四条の二第一項の項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十五条第一項及び第三項の項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「準用する第二十条第二項若しくは第三項」を「準用する第二十条第二項若しくは第二十六条第一項において準用する第二十条第三項」に改め、同表第二十五条第四項の項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「準用する第二十条第二項若しくは第三項」を「準用する第二十条第一項において準用する第二十六条第一項又は第二十六条第三項」に改め、同表第二十五条第七項の項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「準用する第十九条第三項又は第五項」を「準用する第十九条第三項又は第二十六条第一項において準用する第十九条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第二十六条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	前条	第二十六条第二項において読み替えて準用する前条
第二十一条	前二条	第二十六条第二項において読み替えて準用する前二条
第二十二条第一項及び第二項	第十九条又は第二十条	第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条又は第二十条
第二十二条第三項	第十九条若しくは第二十条	第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条若しくは第二十条
第二十二条の二	第十六条の三から第二十一条まで	第十六条の三から第十八条まで及び第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条から第二十一条まで
第二十二条の三	第十九条又は第二十条	第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条又は第二十条
第二十三条	第十九条第一項及び第二十条第一項	第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項及び第二十条第一項
	第十九条第三項及び第五項並びに第二十条第二項及び第三項	第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第三項及び第二十六条第一項において読み替えて準用する第十九条第五項並びに第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十条第二項及び第二十六条第一項において準用する第二十条第三項
同条第四項	第十九条若しくは第二十条	第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条若しくは第二十条
第二十四条の二第一項	第二十条第一項又は第三項	第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十条第二項若しくは第二十六条第二項において準用する第二十条第三項
第二十五条第一項及び第三項	同条第二項又は第三項	第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十条第二項又は第二十六条第二項において準用する第二十条第三項
第二十五条第四項	第二十条第二項若しくは第三項	第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十条第二項若しくは第二十六条第二項において準用する第二十条第三項
第二十五条第七項	第十九条第三項又は第五項	第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第三項又は第二十六条第二項において準用する第十九条第五項

（検疫法施行令の一部改正）

第三条　検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第五号中「及び新型インフルエンザ等感染症」を「、新型インフルエンザ」に、「）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。別表第二において「新型インフルエンザ等感染症」という」を「。次号において「感染症法」という。）第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザをいう。別表第二において同じ。）及び再興型インフルエンザ（同項第二号に掲げる再興型インフルエンザをいう。同表において同じ」に改め、同条に次の一号を加える。

六　新型コロナウイルス感染症（感染症法第六条第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。別表第二において同じ。）及び再興型コロナウイルス感染症（同項第四号に掲げる再興型コロナウイルス感染症をいう。同表において同じ。）三百三十六時間

第一条の四中「第十六条の二第四項」を「第十六条の三第四項」に改める。

第二条の二第一項中「、麻しん及び新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び別表第二の二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「及び麻しん」に改める。

第三条中「、ハンタウイルス肺症候群及び新型コロナウイルス感染症」を「及びハンタウイルス肺症候群」に改める。

第五条第六号中「外」を「ほか」に、「から第四号まで又は第六号」を「、第二号、第四号、第五号又は第七号」に改める。

第六条中「第三十二条第四項」を「第三十二条第三項」に改める。